

報告第 4 8 号

平成 1 5 年 1 1 月 6 日承認

総務・企画部会出納審査分科会の事務事業調整方針について

総務・企画部会出納審査分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 6 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

# 報告第48号

## 協 議 会 報 告 項 目

総 務 ・ 企 画 部 会

出納審査分科会 1－8

津 地 区 合 併 協 議 会

# 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
1 - 8 - 1	指定金融機関の指定	10/9			10/20	協議会協議項目
1 - 8 - 2	ペイオフ対策	4/24	6/5		6/5	
1 - 8 - 3	収入収納実績確認	4/24	6/5		6/5	
1 - 8 - 4	収入債権金額等の収納実績確認	4/24	6/5		6/5	
1 - 8 - 5	支出命令の確認	4/24	6/5		6/5	
1 - 8 - 6	支出有価証券の保管	4/24	6/5		6/5	
1 - 8 - 7	支払金額及び支払方法の確定	4/24	6/5		6/5	
1 - 8 - 8	支払支出命令書等の確認	4/24	6/5		6/5	
1 - 8 - 9	指定金融機関等の検査	4/24	6/5		6/5	
1 - 8 - 10	現金出納員の出納事務検査	4/24			5/8	
1 - 8 - 11	小切手の振り出し	4/24	6/5		6/5	
1 - 8 - 12	資金管理及び運用	4/24	6/5		6/5	
1 - 8 - 13	決算の調製	4/24	6/5		6/5	
1 - 8 - 14	財務会計システム	4/24	6/5		6/5	
1 - 8 - 15	支出負担行為の確認	4/24	6/5		6/5	
1 - 8 - 16	出納関係負担金	4/24			5/8	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	出納審査分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 指定金融機関の指定  ※協議会協議項目	地方自治法施行令第168条第10項に基づき、平成13年12月25日告示第280号にて告示。  指定金融機関 (株)百五銀行  指定期間 平成14年4月1日から 平成17年3月31日まで  公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第11条に年額1万円と規定 ただし、覚書により当分の間支払 わない旨規定あり	地方自治法施行令第168条第10項に基づき、昭和42年4月1日付告示第6-1号にて告示。  指定金融機関 (株)百五銀行  指定期間 昭和58年8月1日から 昭和59年3月31日まで 久居市指定金融機関事務取扱 契約書第13条により毎年継続 する。  公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第8条に年額1万円と規定	地方自治法施行令第168条に基づき、昭和48年1月10日と契約。  指定金融機関 (株)百五銀行  指定期間 昭和48年1月10日から 1年間 意志表示ない場合は継続、現 在に至る。  公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第10条に年額1万円と規定	指定金融機関 津安芸農業協同組合  指定期間 3ヶ月までに当事者からこの 契約を終了する旨の意思表示が ないときは更新したものとみな し、更に次の1年間存続するもの とし以降も同様。  公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第11条に負担しない旨規定あり 但し書あり	指定金融機関 津安芸農業協同組合  指定期間 平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで 意思表示のない場合は、更に1 年間継続するものとし、以後も同 様とする。  公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第13条に負担しない旨規定あり 但し書あり	指定金融機関 (株)百五銀行  指定期間 平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで ただし、期間満了前2ヶ月まで に意思表示をしないときはさらに 1年間有効として以後もこの例に よる。  公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第7条に年額2万円と規定

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1.
-------	----

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>指定金融機関 (株)百五銀行</p> <p>指定期間 但し、期間満了前3ヶ月までに当事者の一方から別段の意思表示をしないときは更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。</p> <p>公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第7条に年額1万4千円規定</p>	<p>指定金融機関 三重中央農業協同組合</p> <p>指定期間 昭和52年4月1日から継続となっている</p> <p>公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第14条に負担しない旨規定あり 但し書あり</p>	<p>指定金融機関 (株)百五銀行</p> <p>指定期間 昭和44年8月1日から昭和45年7月31日まで 但し、期間満了前3ヶ月までに当事者の一方から別段の意思表示をしないときは更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。</p> <p>公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第12条に年額5千円と規定</p>	<p>指定金融機関 三重中央農業協同組合</p> <p>指定期間 平成5年4月1日より3年間毎に更新継続</p> <p>公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第15条に負担しない旨規定あり 但し書あり</p>	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	出納審査分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
2 ペイオフ対策	<p>平成14年2月に全員協議会において、津市としての基本方針を定めた。現在は、運用基準の作成と債券運用の研究を行っているところである。なお、平成15年3月までは、流動性預金は全額保護されるので、それまでは、普通預金を中心として運用を行っている。</p>	<p>久居市資金運用方針を平成14年4月1日付で施行。各一部事務組合、財産区、社会福祉協議会、土地開発公社も同方針を準用している。</p> <p>資金運用については、指定金融機関への普通預金と、万一の際の縁故債の相殺勘定をふまえ、縁故債引き受け金融機関に対する定期預金を中心に行っていく。</p>	<p>平成14年4月1日に資金管理及び運用基準を策定。公金の確実かつ効率的な運用を図るため、資金の管理運用に係る基本方針を定めた。</p>	<p>資金運用基準を定めた。定期預金から一部国債運用。流動性預金は普通預金で運用。</p>	<p>平成14年4月1日 ペイオフ対策にかかる美里村資金管理並びに運用に関する基準を制定 当面は普通預金と短期(3～6ヶ月)の定期預金で運用を行っている</p>	<p>平成14年3月に全員協議会において安濃町としての基本方針を定めた。</p> <p>資金運用方法の基本原則 ①歳計現金 元本の安全性、流動性の確保を念頭におき、普通預金運用や定期預金の短期運用を基本とする。 ②基金 元本の安全性を確保した上で効率性を追求することとし、定期預金と地方債(借入金)との相殺を基本としつつ国債等債券運用を検討する。</p>
3 収入収納実績確認	<p>歳入にかかる会計事務は、財務会計システムにおいて調定通知書を作成し、担当課の決裁後、収入役室へ提出する。そして、担当課が納入書を作成し、納入義務者へ通知する。指定金融機関等で納入がされ、指定金融機関を通じて、収納済通知書が収入役室へ送付される。この収納済通知書の合計と銀行の残額が合致することにより確認をしている。</p>	<p>歳入にかかる会計事務は、財務会計システムにおいて調定書を作成し、決裁後、出納室へ提出する。納入通知書は担当課が財務会計システムまたは専用システム等で作成し、納入義務者へ通知する。納入義務者より指定金融機関等で納入がされ、指定金融機関を通じて、収納済通知書が出納室へ送付される。この収納済通知書の合計と銀行作成の納入書受渡書及び収支日計表の金額が合致することにより確認をしている。</p>	<p>歳入に係る会計事務は、財務会計システムにおいて、調定通知書を作成し、担当課の決裁後、出納室へ提出、その後担当課が納入通知書を納入義務者へ送付する。指定金融機関等で納入され、指定金融機関を通じて、収納済通知書が出納室へ送付される。この収納済通知書の合計と銀行の収支日計表との残額が合致することを確認している。</p>	<p>歳入にかかる会計事務は、財務会計システムにおいて調定書を作成し、担当課の決裁後、出納室へ提出する。出納室が納入書を作成する。指定金融機関等で納入がされ、指定金融機関の日計表と出納が作成した日計表と合致する。</p>	<p>財務会計システムにおいて、各課が調定伺書を2部作成し、1部(控)を収入役室へ提出する。各課が納入書を作成し、納入義務者へ通知する。指定金融機関等に納入され、指定金融機関を通じて納入済通知書が送付される。この納入済通知書の合計と指定金融機関の添付の歳入金受入表と合計を確認している。</p>	<p>歳入にかかる会計事務は担当課において調定通知書を筆記作成し、決裁後、出納室へ提出する。そして、担当課が納税通知書を作成し納税義務者へ通知する。指定金融機関等で納入がされ、指定金融機関を通して領収済通知書が出納室へ送付される。</p> <p>この領収済通知書の合計と銀行の残額(日計表)が合致することにより確認をしている。</p>

様式4

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		2. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 3. 新たに制度を制定する。(合併と同時)					
構成	市	町	村	の	現	況	調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村				
平成15年までは流動性預金は全額保護されるのでそれまでは普通預金を中心として運用を行っていく。また、定期預金については1年満期であっても全部6ヶ月に変更し、早く対応出来るよう講じる。	平成14年3月に「一志町資金管理並びに運用基準」を制定した。現在は、債券運用の研究を行っているところである。なお、平成15年3月までは、流動性預金は全額保護されるので、それまでは、普通預金を中心として運用を行っていく。	平成15年3月までは、流動性預金は全額保護されるので、それまでは、普通預金を中心として運用を行っていく。また、定期預金については1年満期であっても全部6ヶ月に変更し、早く対応出来るよう講じる。	平成15年3月までは、普通預金を中心として運用を行っている。なお、各種基金の運用については借入金との相殺を中心に安全策を構っている。	運用基準のある自治体が大半であることから、これらを基にしながら最新の市場の動向なども鑑みながら新市としての基準を策定し、新市のスタート時点における資金状況を万全にしておく。			
歳入にかかる会計事務は、各課の担当が、調定通知書を筆記作成し、担当課の決裁後、出納室へ提出する。そして、担当課が納入書を作成し納入義務者へ通知する。指定金融機関等で納入され、指定金融機関を通じて、納入済通知書が出納室へ送付される。これに基づき収入日計表を作成して電算入力し(特別会計は帳簿記入)確認する。	歳入にかかる会計事務は、財務会計システムにおいて調定通知書を作成し、担当課の決裁後、出納室へ提出する。そして、担当課が納入書を作成し、納入義務者へ通知する。指定金融機関等で納入がされ、指定金融機関を通じて、収納済通知書が出納室へ送付される。この収納済通知書の合計と銀行の残額が合致することにより確認をしている。	歳入にかかる会計事務は、財務会計システムにおいて調定通知書を作成し、担当課の決裁後、収入役室へ提出する。そして、担当課が納入書を作成し、納入義務者へ通知する。指定金融機関等で納入がされ、指定金融機関を通じて、収納済通知書が収入役室へ送付される。この収納済通知書の合計と銀行の残額が合致することにより確認をしている。	歳入にかかる会計事務は、財務会計システムにおいて調定通知書を作成し、担当課の決裁後、収入役室へ提出する。そして、担当課が納入書を作成し、納入義務者へ通知する。指定金融機関等で納入がされ、指定金融機関を通じて、収納済通知書が収入役室へ送付される。この収納済通知書の合計と銀行の残額が合致することにより確認をしている。	財務会計システム、書類作成の方法の一本化を行うことによって調整する。金融機関における収納方法、領収資金と収納済通知書が市へ送付されるまでの流れなどの金融機関との事務について調整する。			

様式4

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	出納審査分科会

区分	構成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
4 収入債権金額等の 収納実績確認	収入収納実績確認における作業において収納金額の確認を行っているが、現状では、個々の調定通知書と送付された収納済通知書を突合せさせることができない。これは、調定通知書は、財務会計システムから出力しているが、納付書は電算化されていないため、突合作業が困難であるためである。このため納付書の電算化に向けて研究しているところである。	財務会計システムで作成した納付書の場合は、財務会計システムで納付書のバーコードを読み込むことにより、集計及び調定との突合作業を行っている。市税、国保税、介護保険料、保育園保育料は、専用システムにより突合作業を行っている。今後、突合作業のできない旧式システムを用いている、市営住宅使用料、貸付金等を新システムへ移行させることが課題である。	収入収納実績確認は、現課で納入者個々の調定額と収納額との確認を行っている。	各課より調定書を作成、決裁後出納室で保管し、納入の通知があれば突合する。	収入収納実績確認における作業においては、税及び水道使用料等については、一括調定しているため、納入済通知書との突合は、不可能である。また、個々の収納事務については、担当課で行っている。 その他、負担金・補助金等については、調定何書と指定金融機関経由の入金通知書と突合している。	収入収納実績確認における作業において、収納金額の確認は行っている。 領収済通知書により担当課で消し込みを行い、個々の調定通知書の突合も行っている。税及び水道使用料等については一括調定しているが、担当課で個々の突合は容易
5 支出命令の確認	津市財務会計規則第19条の2に基づき、諸証拠書類が添付されているか、金額算定に誤りはないか、決裁区分に基づき決裁は済んでいるかなどの書類審査によって確認している。確認書類は、財務会計システムにて作成している支出命令書、支払請求書、市側の債務が確定していることを証明する書類等である。	久居市会計規則第34条に基づき、諸証拠書類が添付されているか、金額算定に誤りはないか、決裁区分に基づき決裁は済んでいるかなどの書類審査によって確認している。確認書類は、財務会計システムにて作成している支出命令書、支払請求書、市側の債務が確定していることを証明する書類等である。	河芸町会計規則第33条に基づき、諸証拠書類が添付されているか、金額算定に誤りはないか、決裁区分に基づき決裁は済んでいるかなどの書類を確認している。確認書類は財務会計システムにて作成している支出命令書に添付。	芸濃町財務規則第69条予算執行者が支出命令書により決議し、関係書類を添付して収入役に送付する。財務会計システムにて作成する。	美里村財務規則第69条の2に基づき、金額・支払時期・正当債権者・必要書類の整備・会計年度等が適正であるかといった点を確認している。 尚、確認書類は、財務会計システムより作成した支出負担行為決議書兼支出命令書による。	安濃町会計規則第33条に基づき、所属年度、会計、支出科目、金額に誤りがないこと、正当な債権者であること、必要な債務が確定していることなどを諸証拠書類で書類審査によって確認。 確認書類は債権者の請求書又は支出調書・支出負担行為・決議書・検査調書
6 支出有価証券の保管	有価証券にかかる事務処理としては、以下のようなものがある。 ①基金条例に基づき、資金を金融機関へ預け入れて、それによる預金証書を保管する。 ②徴税吏員が受け取った先付小切手あるいは約束手形を収入役室にて有価証券取立整理簿に記載し、津市指定金融機関である百五銀行へ渡し、取立てを依頼する。 ③出資金にかかる有価証券の保管命令に基づき、保管する。 ④支払のために作成する小切手(未作成成分)は、各々の会計ごとに区分し収入役室内の金庫に保管している。 ⑤市長名の依頼文書に基づき、入札保証金及び契約保証金を保管証書によって受領保管する。	有価証券にかかる事務処理としては、以下のようなものがある。 ①基金条例に基づき、資金を金融機関へ預け入れて、それによる預金証書等を保管する。 ②徴税吏員等が受け取った先付小切手あるいは約束手形は、指定金融機関である百五銀行へ取立てを依頼するため、出納室または担当課にて代金取立手形通帳に記載したうえで、市金庫へ引き渡す。 ③出資金にかかる有価証券の保管命令に基づき、保管する。 ④支払のために作成する小切手(未作成成分)は、出納室内の金庫に保管している。	有価証券にかかる事務処理としては、以下のようなものがある。 ①基金条例に基づき、資金を金融機関へ預け入れて、それによる預金証書を保管する。 ②徴税吏員が受け取った先付小切手あるいは約束手形を出納室にて保管し、指定金融機関である百五銀行へ期日到来日に渡す。 ③出資金にかかる有価証券の保管命令に基づき、保管する。 ④支払のために作成する小切手(未作成成分)は、各々の会計ごとに区分し出納室内の金庫に保管している。	基金条例に基づき、資金を金融機関へ預け入れて、それによる預金証書を保管する。徴税吏員が受け取った先付小切手あるいは約束手形を出納室にて有価証券取立整理簿に記載し、芸濃町指定代理金融機関である百五銀行へ渡し、取立てを依頼する。 出資金にかかる有価証券の保管。 支払のために作成する小切手(未作成成分)は、各々の会計ごとに区分し出納室内の金庫に保管している。	当村における有価証券の取扱は以下のとおりである。 ①基金条例に基づき、資金を金融機関へ預け入れて、それによる預金証書を保管する。 ②出資・投資に係る有価証券の保管 ③支払の為に作成する小切手(未作成成分)の保管	安濃町会計規則第136条 ①基金条例に基づき、資金を金融機関へ預け入れて、それによる預金証書を保管する。 ②徴税吏員が受け取った先付小切手あるいは約束手形を収入役室にて有価証券取立整理簿に記載し、安濃町指定金融機関である百五銀行へ渡し、取立てを依頼する。 ③出資金及び出捐金にかかる有価証券の保管。 ④支払のために作成する小切手(未作成成分)の保管。 ⑤契約保証金(安濃町会計規則第95条)



## 津地区合併協議会 調整内容表

調 整 の 内 容		4. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 5. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 6. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)			
構 成		市 町 村 の 現 況			調整の具体的内容
香良洲町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村		
電算システムより、収入済額と調定額の確認(一般会計)	収入収納実績確認における作業において収納金額の確認を行っているが、現状では、個々の調定通知書と送付された収納済通知書を突合せさせることができない。これは、調定通知書は、財務会計システムから出力しているが、納付書は電算化されていないため、突合作業が困難であるためである。このため納付書の電算化に向けて研究しているところである。	収納実績確認における作業において収納金額の確認を行っている。	収入収納実績確認は財務会計システムにより行っている。	調定通知書と納入通知書を財務会計システムで作成している場合は、突合の確認作業が容易であるが、そうでない場合は難しいため、財務会計システム統一時には、この点も含めて行う必要がある。	
香良洲町財務会計規則第33条に基づき、諸証拠書類が添付されているか、金額算定に謝りはないか決済は済んでいるかなどの書類審査によって確認している。確認している。確認書類は各課で筆記で作成している支出負担行為並びに支出決議書・支出請求書・町側の債務が確定していることを証明する書類等である。	一志町会計規則第33条に基づき、諸証拠書類が添付されているか、金額算定に誤りはないか、決裁区分に基づき決裁は済んでいるかなどの書類審査によって確認している。確認書類は、財務会計システムにて作成している支出負担行為兼支出命令書、支払請求書、町側の債務が確定していることを証明する書類等である。	諸証拠書類が添付されているか、金額算定に誤りはないか、決裁区分に基づき決裁は済んでいるかなどの書類審査によって確認している。確認書類は、財務会計システムにて作成している支出負担行為兼支出命令書、支払請求書、債務が確定していることを証明する書類等である。	美杉村財務規則第43条に基づき、諸証拠書類が添付されているか、金額算定に誤りはないか、決裁区分に基づき決裁は済んでいるかなどの書類審査によって確認している。確認書類は、財務会計システムにて作成している支出命令書、支払請求書、村側の債務が確定していることを証明する書類等である。	各自治体ともに確認作業は概ね同じである。会計規則、書式の違い及び添付書類などの確認基準に違いがあるので津市の例により調整する。	
有価証券にかかる事務処理としては以下のようなものがある。 ①基金条例に基づき資金を金融機関へ預け入れてそれによる預金証書を保管する。 ②徴税吏員が受け取った先付け小切手あるいは約束手形を収入役室にて保管、香良洲町指定金融機関である。百五銀行へ渡し取り立てを依頼する。 ③出資金にかかる有価証券の保管命令に基づき保管命令に基づき保管する。 ④支払のために作成する小切手(未作成分)は、各々の会計ごとに区分し収入役室内の金庫に保管している。	有価証券にかかる事務処理としては、以下のようなものがある。 ①基金条例に基づき、資金を金融機関へ預け入れて、それによる預金証書を保管する。 ②出資金にかかる有価証券の保管命令に基づき、保管する。 ③支払のために作成する小切手(未作成分)は、各々の会計ごとに区分し出納室内の金庫に保管している。	有価証券にかかる事務処理としては、以下のようなものがある。 ①基金条例に基づき、資金を金融機関へ預け入れて、それによる預金証書を保管する。 ②出資金にかかる有価証券の保管命令に基づき、保管する。 ③支払のために作成する小切手(未作成分)は、各々の会計ごとに区分し収入役室内の金庫に保管している。	有価証券保管整理簿により整理、保管している。	合併時に10市町村分の諸書類を管理するための金庫の必要数、設置場所など調整をする。また、徴税吏員が受領した先付け小切手あるいは約束手形の金融機関への取立依頼の方法を確認し調整する。	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	出納審査分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
7 支払金額及び支払方法の確定	支払金額は、支払書類に添付されている諸書類を確認し、支払うべき金額であるか、支払うべき相手であるかを確認する。支払方法は、会計規則で規定されている方法で、なおかつ支払請求書に記載されている支払方法によって行う。事務処理としては、財務会計システムで作成する支出命令書で金額及び支払方法を入力し、確定処理は財務会計システム上で行う。この確定処理によって、いつ、いくらをどのような支払方法で支払うかが、財務会計システム上の支払合計表に表示される。	支払金額は、支払書類に添付されている諸書類を確認し、支払うべき金額であるか、支払うべき相手であるかを確認する。支払方法は、会計規則で規定されている方法で、なおかつ支払請求書に記載されている支払方法によって行う。事務処理としては、財務会計システムで作成する支出命令書で金額及び支払方法さらに口座振込の場合はその口座を入力する。次に確定処理は、財務会計システム上で行う。この確定処理によって、いつ、いくらをどのような支払方法で支払うかが、財務会計システム上で確認できる。	支払金額は、支出命令書に添付されている諸書類を確認し、支払うべき金額であるか、支払うべき相手であるか、確認する。支払方法は、会計規則で規定されている方法で、なおかつ支出命令書に記載されている支払方法によって行う。事務処理としては、財務会計システムで作成する支出命令書のバーコードを入力する。	支払金額は、支払書類に添付されている諸書類を確認し、支払うべき金額であるか、支払うべき相手であるかを確認する。支払方法は、会計規則で規定されている方法で、なおかつ支払請求書に記載されている支払方法によって行う。事務処理としては、財務会計システムで作成する支出命令書で金額及び支払方法を入力し、確定処理は財務会計システム上で行う。この確定処理によって、いつ、いくらをどのような支払方法で支払うかが、財務会計システム上の支払合計表に表示される。	美里村財務規則第86条の1に基づき、財務会計システムより担当課が作成した支出負担行為決議書兼支出命令書において、法令や予算に違反しておらず、債務が確定し、債権者・金額・科目等に誤りがなく、必要書類も整備され、その支出に関し必要な合議がされていること等を確認の上、支払の確定し、後日財務会計システムにおいてその決議書兼命令書により支出事項の入力処理を行っている。	支払金額は、支払書類に添付されている諸書類を確認し、支払うべき金額であるか、支払うべき相手であるかを確認する。支払方法は、会計規則で規定されている方法で、なおかつ支払請求書に記載されている支払方法によって行う。事務処理としては、財務会計システムにより科目、金額、支払方法等を入力し、確定処理を行う。この確定処理によって、いつ、いくらをどのような方法で支払うかが財務会計システム上の支払合計表に表示される。
8 支払支出命令書等の確認	津市会計規則第19条の2に基づき、添付されている諸証拠書類を審査する。予算費目によって添付書類は異なるが、予算科目、金額算定、契約方法、支払時期、支払方法、適正な支払請求書であるか、などの書類審査を行い確認をしている。なお、支出負担行為同書、支出命令書は、財務会計システムにて作成し、支出負担行為回議書は、筆記作成によるものである。	久居市会計規則第34条に基づき、添付されている諸証拠書類を審査する。予算費目によって添付書類は異なるが、予算科目、金額算定、契約方法、支払時期、支払方法、適正な支払請求書であるか、などの書類審査を行い確認をしている。なお、支出負担行為決議書、支出命令書、口座振込データは、財務会計システムにて作成している。	河芸町会計規則に基づき支出命令書に添付されている諸書類が、予算科目、金額算定、契約方法、支払時期、支払方法、適正な支払請求者であるか、などの書類を確認している。支出負担行為同書、支出命令書は、財務会計システムにて作成している。	芸濃町財務規則に基づき、添付されている諸証拠書類を審査する。予算費目によって添付書類は異なるが、予算科目、金額算定、契約方法、支払時期、支払方法、適正な支払請求書であるか、などの書類審査を行い確認をしている。なお、支出負担行為決議書兼支出命令書は、財務会計システムにて作成。	美里村財務規則第69条の2に基づき、金額・支払時期・正当債権者・必要書類の整備・会計年度等が適正であるかといった点を確認している。 尚、確認書類は、財務会計システムより作成した支出負担行為決議書兼支出命令書による。	安濃町会計規則第33条に基づき、添付されている諸証拠書類を審査する。予算費目によって添付書類は異なるが、予算科目、金額算定、契約方法、支払時期、支払方法、適正な支払請求書であるかなどの書類審査を行い、確認をしている。尚、支出負担行為及び支出決議書を各課で筆記作成し、出納室で入力を行う
9 指定金融機関等の検査	毎年2月に指定金融機関及び収納代理金融機関の収納金検査を行っており、内容としては、各金融機関から提出された対象年度各月の収納金状況報告書に基づき、歳入金送付書、関係取扱帳票、普通預金通帳、元帳、公金取扱処理簿、指定金融機関発行の津市歳入金領収書によって検査確認を行う。その後、検査結果を監査委員に文書にて報告する。	毎年2月に指定金融機関及び収納代理金融機関の収納金検査を行っており、内容としては、各金融機関から提出された対象年度各月の収納金状況報告書に基づき、歳入金送付書、関係取扱帳票、普通預金通帳、元帳、公金取扱処理簿、指定金融機関発行の久居市歳入金領収書によって検査確認を行う。その後、検査結果を監査委員に文書にて報告する。	毎年2月に指定金融機関及び収納代理金融機関の定期検査を行っており、検査項目は別段預金記入帳と普通預金の照合、公金収納状況、支払済小切手と当座預金との照合、日報と普通、当座預金との照合、日報及び支払済小切手の保管状況、他帳票書類等検査確認を行う。	毎日の日計表で預金通帳等の確認をしている。	原則、検査することになっているが、検査を実施していない。	指定金融機関及び収納代理金融機関の収納金検査は行っていません。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	7. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 8. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 9. 検査を実施している市町村の例により調整する。(合併後1年程度)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
支払金額は、支払書類に添付されている諸書類を確認し、支払うべき金額であるか支払うべき相手であるかを確認する。支払方法は会計規則で規定されている支払い方法によって行う。事務処理としては各課で筆記作成された支払負担行為並びに支出決議書で金額及び支払い方法・支払日の入力を行う。	支払金額は、支払書類に添付されている諸書類を確認し、支払うべき金額であるか、支払うべき相手であるかを確認する。支払方法は、会計規則で規定されている方法で、なおかつ支払請求書に記載されている支払方法によって行う。事務処理としては、財務会計システムで作成する支出負担行為兼支出命令書で金額及び支払方法を入力し、確定処理は財務会計システム上で行う。この確定処理によって、いつ、いくらをどのような支払方法で支払うかが、財務会計システム上の支払合計表に表示される。	支払金額は、支払書類に添付されている諸書類を確認し、支払うべき金額であるか、支払うべき相手であるかを確認する。支払方法は、会計規則で規定されている方法で、なおかつ支払請求書に記載されている支払方法によって行う。事務処理としては、財務会計システムで作成する支出負担行為決議書兼支出命令書で金額及び支払方法を入力し、確定処理は財務会計システム上で行う。この確定処理によって、いつ、いくらをどのような支払方法で支払うかが、財務会計システム上の支払合計表に表示される。	支払金額は、支払書類に添付されている諸書類を確認し、支払うべき金額であるか、支払うべき相手であるかを確認する。支払方法は、会計規則で規定されている方法で、なおかつ支払請求書に記載されている支払方法によって行う。事務処理としては、財務会計システムで作成する支出命令書で金額及び支払方法を入力し、確定処理は財務会計システム上で行う。この確定処理によって、いつ、いくらをどのような支払方法で支払うかが、財務会計システム上の支払合計表に表示される。	支払方法の確定は、各々の財務会計システムによるものであるため、システム統一により調整する。
香良洲町会計規則第33条に基づき添付されている諸証拠書類を審査する。予算科目・金額算定・契約方法・支払時期・支払方法・適正な支払請求書であるかなどの書類審査を行い確認している。なお、支払負担行為並びに支出決議書を各課で筆記作成し、出納で入力を行う。	一志町会計規則第34条に基づき、添付されている諸証拠書類を審査する。予算費目によって添付書類は異なるが、予算科目、金額算定、契約方法、支払時期、支払方法、適正な支払請求書であるか、などの書類審査を行い確認をしている。なお、支出負担行為兼支出命令書は、財務会計システムにて作成している。	会計規則に基づき、添付されている諸証拠書類を審査する。予算費目によって添付書類は異なるが、予算科目、金額算定、契約方法、支払時期、支払方法、適正な支払請求書であるか、などの書類審査を行い確認をしている。なお、負担行為決議書兼支出命令書は、財務会計システムにて作成によるものである。	美杉村財務規則第43条に基づき、添付されている諸証拠書類を審査する。予算費目によって添付書類は異なるが、予算科目、金額算定、契約方法、支払時期、支払方法、適正な支払請求書であるか、などの書類審査を行い確認をしている。なお、支出負担行為何書、支出命令書は、財務会計システムにて作成し、支出負担行為回議書は、筆記作成によるものである。	会計規則、書式の違い及び添付書類などの確認基準については津市の例により調整する。
毎年2月に指定金融機関及び収納代理金融機関の収納金検査を行っており、内容としては、各金融機関から提出された対象年度各月の収納金状況報告書に基づき、歳入金送付書、関係取扱帳票、普通預金通帳、元帳によって検査確認を行う。その後、検査結果を監査委員にその日の監査日に口答で報告する。	毎年1月に指定金融機関及び収納代理金融機関の収納金検査を行っており、内容としては、各金融機関から提出された対象年度各月の収納金状況報告書に基づき、歳入金送付書、関係取扱帳票、普通預金通帳、元帳、公金取扱処理簿、指定金融機関発行の一志町歳入金領収書によって検査確認を行う。その後、検査結果を監査委員に文書にて報告する。	原則、検査することになっているが、検査を実施していない。	指定金融機関の総代会開催以降に年1回公金の出納及び預金の状況等の検査を行っている。	実施の有無が見られるが、地方自治法施行令に規定されていることから、実施している自治体の例に倣って実施していく。検査方法は、新市での実施までに調整する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	出納審査分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
10 現金出納員の出納事務検査	財務事務の適正を期するため、資金前途を受けている所管事務にかかる保管状況について検査するために要綱に基づき、検査員を指名し、通帳、領収書、現金出納簿、通帳などの書面を实地にて検査している。	会計事務の適正を期するため、資金前途を受けたものについて、資金前渡精算書等で検査する。また、釣り銭(資金貸与)については、年度末等の返却時に現金残高の確認及び書面検査を実施している。	毎年11月に出先機関等の定期監査を実施し現金、出納簿等の保管状況を検査している。	例月監査の日に資金前途を受けている所管事務にかかる保管状況を検査している。	該当なし	例月監査にて資金前渡を受けたものについて資金前渡精算書等で検査。釣銭については出納室は毎例月監査、出先機関には1～2月の定期監査において保管状況の検査
11 小切手の振り出し	津市会計規則第28条に基づき、必要事項を小切手に記載し作成する。支払に際しては、全て小切手を作成している。債権者への支払方法が、口座振替、納付書払いの場合においても小切手を作成し、指定金融機関である百五銀行へ渡す。なお使用している小切手は、指定金融機関から購入している。	久居市会計規則第49条に基づき、必要事項を小切手に記載し作成する。支払に際しては、全て小切手を作成している。債権者への支払方法が、口座振替、納付書払いの場合においても小切手を作成し、指定金融機関である百五銀行へ渡す。なお使用している小切手は、指定金融機関から無償譲渡される。	河芸町会計規則第49条に基づき、必要事項を小切手に記載し作成する。支払は全て小切手を作成し指定金融機関又は指定代理金融機関へ渡す。使用している小切手は、指定金融機関、指定代理金融機関からの無料提供である。	芸濃町財務規則第96条に基づき、必要事項を小切手に記載し作成する。支払に際しては、全て小切手を作成している。債権者への支払方法が、口座振替、納付書払いの場合においても小切手を作成し、指定金融機関である津安芸農協または、指定代理金融機関である百五銀行へ渡す。	美里村財務規則第97条に基づき、必要事項を小切手に記載し作成する。支払に際しては全て小切手を作成している。債権者への支払方法が、口座振替・納付書払いの場合においても小切手を作成し、指定金融機関である津安芸農協へ渡す。	必要事項を小切手に記載し作成する。支払に際しては、全て小切手を作成している。債権者への支払方法が、口座振替、納付書払いの場合においても小切手を作成し、指定金融機関である百五銀行へ渡す。なお使用している小切手は、指定金融機関から無料で交付されている。
12 資金管理及び運用	各課から毎月提出される資金計画表から資金に余剰がある場合に、数行の金融機関に対して電話による大口定期預金にかかる入札を行い、最も有利な利率を提示した所に預け入れる。なお、満期日は、業者への支払日である木曜日あるいは給料日など的高額支払が見込まれる日に設定する。	各課から随時提出される資金計画表から資金に余剰がある場合に、ペイオフを考慮した資金運用を行っている。万一の際に縁故債の相殺勘定を行うため、縁故債を引き受けている金融機関に対し、起債残高の範囲内で定期預金を行っている。なお、満期日は、業者への高額支払や人件費などの支払いを考慮して設定している。	年度初めに提出された資金収支計画表に基づき公金の確実かつ効率的な運用を図る。	資金余剰がある場合は指定金融機関の普通預金で運用	高額を支払予定がある場合は1ヶ月前に収入役に報告する。余剰がある場合は、収入役の判断により指定金融機関に短期預け入れをする。	資金に余剰がある場合は、2～3行の金融機関からレートを取りよせ、最も有利な利率を提示した金融機関に預け入れる。満期日は、業者への支払日が月末が多額になるため月末に設定する。運用期間は3ヶ月で行っている。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調 整 の 内 容		10. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度) 11. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 12. 新たに制度を制定する。(合併と同時)		
構 成		市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
実施していない。	実施していない	財務事務の適正を期するため、資金前途を受けている所管事務にかかる保管状況については、定期監査で検査している。	美杉村財務規則第3条～4条の1により、会計職員つき定め、同規則第47条～52条により、資金前渡について定めている。現金取扱員の辞令交付の際に会計職員の責任等について一括指導を行っているが、事務検査は行っていない。	現金管理の面から必要であるので、実施していくことで調整する。また、この区分に関連して出納員及び会計職員の任命、領収印の管理などを調整する。検査方法は、新市スタート後、検査実施までに策定し、出納員、会計職員及び任命と領収印については、新市スタートまでに調整する。
香良洲町会計規則第49条に基づき必要事項を小切手に記載し、作成する。支払に際しては全て小切手を作成している。債権者への支払方法が口座振替、納付書払いの場合においても小切手を作成し、指定金融機関である百五銀行へ渡す。なお使用している小切手は指定金融機関から無料交付されている。	一志町会計規則第49条に基づき、必要事項を小切手に記載し作成する。支払に際しては、全て小切手を作成している。債権者への支払方法が、口座振替、納付書払いの場合においても小切手を作成し、指定金融機関であるJA三重中央へ渡す。なお使用している小切手は、指定金融機関から無料交付されている。	会計規則に基づき、必要事項を小切手に記載し作成する。支払に際しては、全て小切手を作成している。債権者への支払方法が、口座振替、納付書払い(現金払い)の場合においても小切手を作成し、指定金融機関である百五銀行へ渡す。なお使用している小切手は、指定金融機関から寄付してもらっている。	支払いを予定したフロッピー払いと緊急を要するインプット払いとに仕分けして、小切手を振り出している。また、窓口払いにおいても、指定金融機関から行い、小切手の振り出しを行っている。使用している小切手用紙は、指定金融機関の支給品である。	小切手は各自治体ともに指定金融機関のものを使用している。有償と無償のところがあり、小切手の受け渡し方法も含めた金融機関との事務方法を調整する。また、個人への支払方法など、小切手作成を含めた支払方法全般に係る事務内容について調整する。
各課から毎月提出される資金計画表から資金に余剰がある場合に、数行の金融機関に対して電話による大口定期預金にかかる入札を行い、最も有利な利率を提示した所に預け入れる。なお、現在はペイオフ対策により大口業者への支払は流動性預金に預け入れしている。	資金に余剰がある場合に、数行の金融機関に対して電話による大口定期預金にかかる聞き取りを行い、最も有利な利率を提示した所に預け入れる。なお、満期日は、高額支払が見込まれる日に設定する。	各課から毎月提出される資金計画表から資金に余剰がある場合は、定期預金として預けている。	指定金融機関に預金し、最も確実かつ有利な方法をとっている。歳計現金の定期預金はペイオフ解禁後は行っていない。	より確実な資金管理を行っていくために資金計画表の提出をさせることとし、特に高額支払などに対応できるように調整する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	出納審査分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
13 決算の調製	会計規則によって、前年度の歳入歳出の決算説明資料を7月末までに市長に提出することとなっている。事務の流れとしては、出納整理期間である5月に各課への歳入歳出データの照合確認を依頼する。6月に各課へ歳入歳出事項別明細書を配布し、金額、内容の確認をしよう。7月に決算書、決算附属書の準備を行い、8月に印刷発注を行う。そして10月に納入される。	地方自治法によって、前年度の歳入歳出の決算説明資料を出納閉鎖後3ヶ月以内に市長に提出することとなっている。事務の流れとしては、出納整理期間である5月に各課が歳入歳出帳票の照合確認を行う。8月に決算書、決算附属書の準備を行い、9月に印刷発注を行う。そして10月に納入される。	会計規則によって、前年度の歳入歳出決算資料を出納閉鎖後3ヶ月以内に町長に提出しなければならないこととなっている。7月に各課へ歳入歳出事項別明細書配布し、金額、内容の確認をしよう。	財務規則によって、各課長より予算の執行の結果について6月30日までに書類を総務課長に提出する。事務の流れとしては、出納整理期間である5月に各課への歳入歳出データの照合確認を依頼する。6月に各課へ歳入歳出事項別明細書を配布し、金額、内容の確認をしよう。8月に決算監査をうけ、決算附属書の準備を行い、8月に印刷製本を行う。	地方自治法第233条によって、前年度の歳入歳出の決算説明資料を出納閉鎖後、3ヶ月以内に村長に提出する事になっている。出納整理期間中の5月に歳入歳出データの照合を確認をし、6月に各課へ歳入歳出事項別明細書を配布する。金額、内容の確認をし、7月に決算書・決算附属書の準備8月印刷発注、9月納入となる。	決算認定は平成10年度までは12月であったが、平成11年度以降は9月に変更になった。 会計規則では前年度の歳入歳出決算説明資料を8月末までに町長に提出することとなっている。 しかし、平成11年度以降は決算認定が9月に変更となったため決算説明資料を6月末までに町長に提出している。 事務の流れは、出納整理期間である5月に各課へ歳入歳出データの照合確認を依頼する。 6月に決算書を調整し、7月に3～4社から見積書を取り寄せる。その中から最低見積業者へ8月上旬印刷発注し、同月末に納品される。
14 財務会計システム	平成6年度から財務会計システムを運用しており、現行システムは、平成11年11月末からのものである。予算要求段階からシステムに入力し、内示、確定、補正、流用、全てシステムにて処理する。執行にあたっては調定通知書、支出負担行為何書、支出命令書、精算票、戻入命令書、戻出命令書全てがシステムから出力される。	現行システムは、平成13年10月末から予算要求系を稼働し、平成14年4月1日から本格運用している。 予算積算段階からシステムに入力し、予算要求書、内示、確定、補正、予算書版下作成、決算書版下作成、決算統計等、全てシステムにて処理する。 執行にあたっては調定書、納入通知書、支出負担行為決議書、支出命令書、精算書、流用調書、戻入命令書、戻入通知書、戻出命令書、歳入更正、歳出更正、公金振替等、全てがシステムから出力される。(物品管理、人事管理も同一システム上で稼働)	平成13年度から水道事業会計以外は財務会計を運用しており歳入歳出全て処理できる。	現在のシステムは三重電子計算センターに委託しており、予算要求から予算書作成(議会用・事務用)、決議書の作成と金融機関への振込データ作成、決算書作成と決算統計作成など一貫した事務処理が可能となっている。一般会計以外でも水道事業会計を除くすべての特別会計でも運用しており事務の効率化に成功していると思われる。 また執行データ等をCSV形式のデータに変更することができEXCEL等でのデータ活用が可能となった。(例・・・税務署からの資料せん作成依頼への対応、システムがインストールされたいない端末でのデータ活用等) 現在システムの変更等は委託契約の関係もあり考えていない。	平成9年度から財務会計システムを運用していて、現在のシステムは平成14年3月末からのものである。 予算要求から、歳出執行まで、全てシステムから出力される。	予算の確定、補正、流用を総務課において財務会計システムへ入力。 執行にあたっては支出決議書により支払日、支払方法を確定。それに伴う調表を作成。
15 支出負担行為の確認	津市財務会計規則第19条に基づき、整理時期は適切か、必要書類が添付されているか、決裁区分に基づき決裁は済んでいるかなどの書類審査によって確認している。現状は、筆記作成による支出負担行為回議書、財務会計システムから出力する支出負担行為何書にて確認する。	久居市会計規則第34条に基づき、整理時期は適切か、必要書類が添付されているか、決裁区分に基づき決裁は済んでいるかなどの書類審査によって確認している。現状は、財務会計システムから出力される支出負担行為決議書及び添付種類等で確認している。	河芸町会計規則に基づき、必要書類は添付されているか、決裁区分に基づき決裁は済んでいるか財務会計システムから出力する支出負担行為何書にて確認する。	財務会計システムから支出負担行為決議書兼支出命令書を作成し必要書類が添付されているか書類審査によって確認する。	美里村財務規則第69条の2に基づき、金額・支払時期・正当債権者・必要書類の整備・会計年度等が適正であるかといった点を確認している。 尚、確認書類は、財務会計システムより作成した支出負担行為決議書兼支出命令書による。	整理時期は適切か、必要書類は添付されているか、決裁区分に基づき決裁は済んでいるかなどの書類審査によって確認している。 支出負担行為何書は筆記作成。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		13. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 14. 新たにシステムを稼働させる。(合併と同時に) 15. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)		
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
会計規則によって、前年度の歳入歳出の決算説明資料を7月末日までに町長に提出することとなっている。事務の流れとしては、出納整理期間である5月に各課への歳入歳出データの照合確認を依頼する。6月に各課へ歳入歳出事項別明細書を配布し、金額、内容の確認をもらう。7月に決算書、決算附属書の準備を行い、8月に印刷製本を行う。そして9月議会に提出する。	会計規則によって、前年度の歳入歳出の決算説明資料を7月末日までに町長に提出することとなっている。事務の流れとしては、出納整理期間である5月に各課への歳入歳出データの照合確認を依頼する。6月に各課において歳入歳出事項別明細書により、金額、内容の確認をもらう。7月に決算書、決算附属書の準備を行い、8月に印刷発注を行う。同月納入される。	会計規則によって、前年度の歳入歳出の決算説明資料を7月末日までに提出することとなっている。事務の流れとしては、出納整理期間である5月に各課への歳入歳出データの照合確認を依頼する。6月に各課へ歳入歳出事項別明細書を配布し、金額、内容の確認をもらう。7月に決算書、決算附属書の準備を行い、8月に印刷発注を行う。	決算説明資料を7月15日までに各課長から収入役に対して送付することとなっている。収入役はこれを受けて法233条及び令166条により8月31日までに調整する。実際は、8月中旬までに収入役は印刷完了後に村長に提出している。	会計規則の統一に伴い決算の調製に係る事務を調整する。また、各自自治体の最終年度の決算方法について調査研究していく。
一般会計及び歳入歳出外においては、平成8年度から財務会計システムを運用しているが、金銭出納簿及び特別会計については、帳簿記入を行っている。	昭和62年度から財務会計システムを運用しており、現行システムは、平成13年8月からのものである。予算要求段階からシステムに入力し、内示、確定、補正、流用、全てシステムにて処理する。執行にあたっては調定通知書、支出負担行為兼支出命令書、精算票、戻入命令書、戻出命令書全てがシステムから出力される。	平成12年10月から財務会計システムを運用しており、現行システムは、平成13年4月1日からのものである。予算要求段階からシステムに入力し、内示、確定、補正、流用、全てシステムにて処理する。執行はシステムから出力される。	現行システム(庁内LANを活用した全庁方式)は平成13年度から導入。	出納審査事務がスムーズに移行できるよう関係機関と連絡調整を行う。
香良洲町財務会計規則第33条に基づき、整理時期は適切か、必要書類が添付されているか、決裁区分に基づき決裁は済んでいるかなどの書類審査によって確認している。現状は、筆記作成による支出負担行為並びに支出決議書にて確認する。	一志町会計規則第33条に基づき、整理時期は適切か、必要書類が添付されているか、決裁区分に基づき決裁は済んでいるかなどの書類審査によって確認している。現状は、財務会計システムから出力する支出負担行為兼支出命令書にて確認する。	財務会計規則に基づき、整理時期は適切か、必要書類が添付されているか、決裁区分に基づき決裁は済んでいるかなどの書類審査によって確認している。現状は、作成による負担行為決議書兼支出命令書等により財務会計システムにて確認する。	美杉村財務規則第17条に基づき、整理時期は適切か、必要書類が添付されているか、決裁区分に基づき決裁は済んでいるかなどの書類審査によって確認している。現状は、筆記作成による支出負担行為回議書、財務会計システムから出力する支出負担行為伺書にて確認する。	支出負担行為の時期、これに必要な書類は会計規則等に基づくことから規則の統一と各自自治体の現状基準を検討し調整する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	出納審査分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
16 出納関係負担金	全国都市収入役会負担金:年 会費5千円 東海地区都市収入役会負担 金:年会費2千円 出席者負担 金4千円(2人分) 三重県都市収入役会負担金: 年会費13千円 出席者負担金8 4千円(2人分) 三重県都市収入役会金融機関 調査負担金:416千円 会計事務研修会負担金:市負 担金 2千円 出席者負担金8千 円(2人分)	全国都市収入役会負担金:5 千円 東海地区都市収入役会負担 金:4千円 三重県都市収入役会負担金: 47千円 三重県都市収入役会金融機関 調査負担金:355千円 会計事務研修会負担金:5千 円	-	-	-	-



## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	16. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	-------------------

構 成	市	町	村	の	現 況	調整の具体的内容
香良洲町	一 志 町		白 山 町		美 杉 村	
出納職員研修会負担金:50千円	同左		同左		同左	出納職員研修会負担金は廃止の方向で調整する。